

## 平成 30 年度 事業計画

### 基本方針

団塊の世代の方が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、荒尾市においても、介護予防・日常生活支援総合事業が、平成 29 年 4 月から開始されました。

本会においては、平成 29 年 10 月から生活支援ボランティアが本格的に始動しましたが、地域の要支援者に対して効果的かつ効率的な支援を可能とするためには、多くのボランティアを必要とするため、本年度も生活支援ボランティア養成講座を実施し、登録ボランティアの確保に努めます。また、本会が推進するささえあい推進地区事業についても、実施地区の増加、及びささえあい活動のメニューを増やし、生活支援コーディネーターが地域と連携しながら、住民主体の地域で支え合う仕組みづくりを進めていきます。

介護保険事業については、4 月の報酬改定により微増となりますが、総合事業の占める割合が多い訪問介護は減収となり、通所介護につきましても、新規の利用者が見込めず、厳しい状況が続いています。併せて、介護職員の人材確保も厳しい状況ですので、本年度は、現体制で可能な限りの利用者を受け入れ、収益増に繋がるように努力します。ふれあい福祉センターにおける障害福祉サービスについては、29 年度利用者が増加したことにより、増収が見込まれるため、利用者に喜んでいただけるようなサービスを提供し、安定経営に努めます。

また、本年度は、3 施設（総合福祉センター・ふれあい福祉センター・潮湯）の指定管理受託の最後の年になりますが、平成 31 年度からも再度管理運営を任されるように、健全な施設運営に努めます。

最後に、本年度も運営費補助の確保が厳しい中、また、各事業収益の減少により厳しい財政状況に変わりはありませんが、本会のスローガンであるみんなで築く（気付く）「心配なしあらお！」の実現に向け、全ての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進して参ります。

### 各事業の取り組み

#### ◆地域福祉事業

##### （1）第 3 期地域福祉活動計画の策定

30 年度から 5 カ年で荒尾市地域福祉の方向性を決める地域福祉活動計画の第 3 期の計画期間が始まります。5 カ年で社会が大きく変貌する可能性もあると予想されますので、地縁組織の維持や新たなコミュニティの検討、後見センターの設立、地域包括ケアの構築、わが事丸ごと地域共生社会の実現などに係る事業展開を計画に盛り込み、地域福祉を進める計画にしました。政策や社会の動向などを見極めながら、荒尾市の地域ニーズに即した地域福祉を進めていきます。

## (2) ささえあい活動推進地区事業

### ○住民相互の見守り活動

高齢者を見守りの組織を地域で作っていただく事業。生活に不安のある高齢者に見守りの担当者を配置して普段の見守り活動を行ってもらい、異常があった時は民生委員、区長、福祉委員等へ連絡を取る体制を整える。現在、21地区で取り組みが進められており、30年度についても5ヶ所実施を目標に取り組む地区の増加を図ります。

### ○いきいきサロン

高齢者の集いの場を地域の公民館で開いていただく事業。53ヶ所で取り組んでいただいている。行政区ベースに換算すると67行政区となり、荒尾市の約半数の行政区で取り組んでいただいていることとなります。30年度も5ヶ所増設を目標に取り組みを進めます。

### ○買い物支援

高齢者が買い物をするのに不便な重いものやかさばるものを公民館などで販売会を開いてもらう事業。公民館の改修助成を受けるための必須事業となっていることから、改修助成の申請を希望される区に周知の徹底を図る。30年度についても3ヶ所の増設を目指します。

### ○日常生活支援

高齢者の日常生活上の困りごとを住民組織で解決を図る事業。少しずつではあるが取り組むところも増加してきて、現在5ヶ所で取り組みを実施していただいています。すでに独自に高齢者の支援活動を実施している区もあるようなので、そのような区の情報をキャッチし、ささえあい活動として実施していただけるよう丁寧に説明を行い、実施地区数2か所の増加を図ります。

### ○子ども、子育てサロン

子どもや子育て中の親を対象にした交流の場を地域住民が主体となって取り組む事業。現在3地区で取り組んでいただいている。子育て中の親を対象とするもの、子どもの居場所的な活動のもの、長期休暇中の学童保育的な活動など様々な実施形態があります。今後も多くの地区で実施していただけるよう、事業の啓発を行い実施地区数についても増加を図っていきます。また、子どもサロンの取り組みから学習支援や子ども食堂のような取り組みに発展を計画されている地区もあるため、継続的な支援をしていきます。

### ○移送支援

社協が所有する8人乗り乗用車を貸し出し、高齢者の移送の取り組みを実施す

る区を支援する事業。利用が少ないため、ささえあい活動交流会などで周知して、利用の増加を図ります。

#### ○認知症徘徊模擬訓練

認知症になっても安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、認知症の方が徘徊をした際の搜索や声掛け、通報の訓練を行います。現在は井手川地区で年に1回実施をしています。将来的には荒尾市全体に広げていきたいと考えており、地区協議会を中心に啓発を図っています。30年度は他の地区で取り組んでもらえるよう更なる啓発を進めていきます。

#### ○買い物ツアー【新規】

新たな買い物支援策としてささえあい活動のメニューに追加しました。交通手段がなくて買い物に行くことができない高齢者を商業施設まで連れて行き、買い物をしていただく事業。社協から8人乗りの乗用車を貸し出し、活動支援も行いながら実施していきます。実施初年度となるため、1～2地区で試験的に始めてもらいたいと考えています。

### (3) ささえあい活動推進地区交流会の実施

ささえあい活動を実施する地区を対象に交流会を実施して、地区同士の情報交換等を行ってもらう。30年度も年に1回の開催を計画している。このときにささえあい活動の説明も同時に実施して、ささえあい活動の新たなメニューに取り組んでもらえるような啓発を行っていきます。

### (4) 福祉委員の見守り活動

行政区に1名、福祉委員を配置して、高齢者の見守り活動を行う。また、社協と地域をつなぐパイプ役としての活動にも従事していただいています。29年度の改選により89名に委嘱をして地域で活躍していただいています。不在の区も多く、30区あまりで不在の状況となっています。今後はできるだけ不在の地域をなくすことができるよう、区に働きかけ、福祉委員が100名以上配置できるよう、区に改めて推薦をお願いします。

### (5) 地域における福祉教育の啓発（ささえあい活動の啓発）

国の政策により地域におけるささえあいがますます必要となってくるため、ささえあい活動説明会や座談会を開催して、ささえあいの重要性を啓発する活動を実施しています。生活支援コーディネーターを4名配置して重点的に事業を進めており、説明会等の実施回数も増加してきています。30年度も多くの説明の機会を作り、ささえあいの重要性を啓発していきます。

## (6) 歳末たすけあい事業の実施

### ○地域活動特別助成

歳末に地域で交流する事業を実施する区に対して材料費の助成を赤い羽根共同募金を財源に実施しています。共同募金が減少する中、維持が困難な状況になってきています。今後は財源を確保することができるよう、助成を受ける地域に対しても共同募金への協力を呼びかけながら助成を行います。

### ○年賀状送付事業助成

ひとり暮らし高齢者に年賀状を送付する事業を実施している区に対し、年賀状を現物給付する事業。例年20弱の地区より申し込みがある。30年度も前年と同程度の申請を見込んでいます。

## (7) 介護予防・生活支援体制整備事業

### (生活支援コーディネーター業務)の受託

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めています。地域のささえあいの構築や生活支援サービスの創設、住民とサービスのマッチングなど多岐にわたる活動を行っています。30年度も多くの生活支援に向けたサービスの構築、特にニーズとして挙げられることの多い、移送や買い物支援の問題の解決に向け、新たなサービスの開発を目標に事業を進めます。

また、「我が事・丸ごと」地域共生社会の政策についても4月より施行されることから、さらなる地域のささえあいが必要となってきます。住民主体の地域課題を解決する体制の整備が必要となりますので、生活支援コーディネーターの業務として取り組みを進めていきます。

## (8) 地域介護予防支援事業（地域における貯筋体操実施の支援）

### ○公民館での貯筋体操の指導

地域の公民館に出向き、介護予防の貯筋体操指導を実施しています。現在は36カ所の地区で取り組みを進めていて、高齢者が在宅で心身ともにいつまでも元気に暮らすことができるよう支援しています。支援期間は1年となりますが、その後もフォローアップを行い、継続的な支援を実施しています。30年度については新規開拓を実施して4地区の増加を目標にし、40地区の支援を目指します。また、理学療法士などの専門職を招いてモチベーションアップの講座を実施したり、体操実施地区同士の交流会などの開催も検討します。さらに職員の資質向上の取り組みも実施して職員のスキルの均一化も目指します。

### ○はつらつ貯筋体操教室の開催

公民館がない地域にお住まいの方などを対象に総合福祉センター大会議室で貯筋体操教室を実施。現在18名が参加しているが、支援期間が長期になったた

め、30年度より自主活動をスタートしていただく。30年度からは新たな生徒を募集し、第2期生の教室をスタートさせ、20名の参加を目標に取り組みを進めていきます。

### (9) 総合事業通所型サービスC

要介護状態になりそうな方（チェックリスト該当者及び要支援1と2）を対象に6ヶ月間の短期集中トレーニングを実施して、日常生活の自立に向け運動器の向上を図る事業。30年度より事業の実施場所をあおばに移して、再スタートを切ります。10名の利用を目指し、事業を実施していきます。6カ月間の指導後に卒業していただくこととなりますが、利用者の居場所がなくならないよう、卒業教室の開催や地域のインフォーマルサービスの紹介や斡旋をしてケアマネージャーに対する支援についても生活支援コーディネーターとともに進めていきます。

## ◆ボランティアセンター事業

### (1) コーディネート機能の強化

地域活動へのボランティア紹介、個人・団体ボランティアの登録を行う。また、29年度より生活支援ボランティア事業を開始しマッチング件数も増加した。

ボランティアコーディネートは過去3年100件を超えており年々依頼数が増加している。そのため平成30年度も前年のコーディネート数を超える対応を行い、各地域活動への紹介を進めていきたい。目標として150件対応していきます。また、登録者増加を図るため健康福祉まつり等イベント及び情報誌での啓発も継続的に進めます。

### (2) 災害ボランティアセンター設置訓練

災害時の職員対応を中心に、災害ボランティアセンターの立ち上げから行う。この訓練では平成28年度の熊本地震で実際のボランティアセンター支援に入った経験から、新たにニーズ班など必要なセクションを立ち上げて実践に近い形で行います。

訓練に参加いただいているボランティアの数が横ばいになっているので、今年度は100名単位の大規模マッチングに対応できるよう、多くの方に呼びかけ、参加者数の増加を図りたい。また、今後のセンター運営では地域住民によるセンター運営補助が行えるような訓練の内容も検討していきます。

### (3) 防災ボランティアの養成

災害時にボランティアとして避難所運営やボランティアセンター運営に協力してもらおう人材の養成を行う。熊本地震で災害ボランティアセンターが開所された他市町では、地域住民や地域の防災関係者がセンター運営の一部を任されていたこと

から、災害時対応は、地域住民の協力が必要不可欠であると感じています。今後は地域住民の協力を仰ぎながら対応する必要があるため、日頃から自主防災の意識定着と資質向上を目的として災害時にも活躍できるボランティアの養成を行います。

年1回の定期的な実施を計画して、防災ボランティア登録者数の増加及び住民の防災における知識を向上させて持続的な運営を行います。

#### (4) ボランティア養成講座の実施

地域住民のボランティア啓発と活動推進を目的として、ボランティア養成講座を実施する。また、ボランティア活動を行う人材に対して情報提供や意見交流、育成も行います。

##### ○手話、点字、朗読ボランティア養成講座

情報保障の観点から、視覚及び聴覚に障がいを持つ方でも平等に情報提供が行えるように三種類のボランティア養成講座を行います。

平成30年度より点字・朗読ボランティア養成講座では、事前説明会を行い講座内容について理解を深めてもらいます。広報誌へ掲載し参加者募集を募り、各講座とも3名以上の参加を目標にします。

##### ○生活支援ボランティア養成講座

日常生活に困りごとを持つ高齢者に対し、生活支援活動を行うボランティアを養成する講座を行います。この講座は平成28年度より実施しており、今年度も新たなニーズに対応できるような内容の講座を実施し、ボランティア意識向上を目標として実施します。

高齢者ニーズの増加から生活支援ボランティア養成は今後の地域福祉推進における支柱であると考え、今年度以降も継続的な実施を行う。平成30年度も新規受講者の養成を考えており、講座開講初年度と同等数の登録数を目指します。

##### ○生活支援ボランティアフォローアップ講座

生活支援ボランティア養成講座の受講者を対象に技術向上や活動の資質向上を目的として実施する。また、登録者同士の交流も目的としており新たな生活支援ボランティアグループの創設も目指します。

#### (5) 生活支援ボランティア事業（住民参加型在宅福祉サービス）

平成29年度より高齢者を対象に日常生活での困りごとを解決する生活支援ボランティア事業を開始しました。地域住民のささえあい活動では手が届かない方が多くいるため、住民ニーズを再度検討しながらサービスの拡充を進めていきます。

生活支援ボランティアは今後もニーズが高く高齢者支援における重要な位置付

けとなっているため、荒尾市でも今まで以上に推進を図る必要がある。既存要項の見直し及び制度の再検討など多角的な視野を持って事業を推進していく。平成30年度は昨年度より対応件数1.3倍増を目指します。

## (6) ワークキャンプの開催・学校における福祉教育の支援

市内小中高生を対象に福祉の啓発及び意識向上を目的として福祉体験学習を実施し、若い世代の福祉人材育成を目指しています。

### ○福祉体験学習の支援

小・中学生を対象として車いす体験や高齢者疑似体験の指導を行います。身近な福祉を意識してもらい、同時に、福祉に対する考え方や基礎学習を行うことで将来世代へ福祉の重要性を認識してもらう。

小学校での体験学習の機会を増やしていきます。市内全小学校に福祉体験学習(車いす体験)の周知を行い、体験校を3校以上に目標を定めます。

### ○ゲストティーチャーの派遣、発掘

小中学生を対象に点字及び手話学習を実施するゲストティーチャーの派遣を行っていきます。市内外問わず小中学校へゲストティーチャーを紹介して学生の福祉知識と技術を向上させ、福祉に対する見識が深まることを目標とします。

例年、市外での対応が増加していることから市内での対応を増やすために市内小中学校へ周知を行っていきます。また、ゲストティーチャーの情報も関係機関と連携を行いながら収集していきます。

### ○ワークキャンプ事業の実施

市内中高生を対象に夏季休暇を利用した地域活動及び福祉施設への体験学習を実施します。実際の現場に参加することで福祉活動の啓発や意識向上を目指しています。

市内中高生への参加の呼びかけを継続して行います。市内には中高合わせて全5校あり、平成29年度は4校からの応募がありました。平成30年度では全校からの参加を目指します。また、参加増進のため各教育機関への説明の際に募集方法の再検討を行ってまいります。

### ○体験学習用備品の貸出

高齢者疑似体験セットや車いすを貸し出し使用方法の指導を行い、学校教育での福祉学習の支援を行います。

福祉体験の推進を図るため、体験学習と合わせて備品の貸し出しについても説明し、貸し出し回数の増加を目指します。

## (7) ボランティア情報紙の発行

ボランティアに関する情報を掲載した、情報誌を年4回発行しています。ボランティアの登録・依頼、新たなボランティアの取組みや地域活動支援を行ったボランティアの紹介を行い、地域住民に向けたボランティアの周知を推進します。

内容の拡充を図るため、ボランティア登録欄及び市内のボランティア募集イベントなど世代を問わず参加できるボランティアの情報を掲載します。

## (8) ボランティア連絡協議会活動支援と事務局運営

ボランティア連絡協議会（ボラ連）の事務局を運営しています。市ボラ連では、ボランティアイベント等を実施しており、地域住民に向けたボランティア啓発と周知を行います。会員同士の交流や意見交換の場として毎月理事会を実施して、会員間連携も行っていきます。また、荒玉地区ボラ連に加入しており荒玉広域でのボランティア活動の啓発も行っていきます。

また、ボランティアの啓発とボランティア団体周知のため、市内各機関へボランティア団体の説明とチラシの配布を行っていきます。またボラ連の実施するイベント等も同様に周知を行い、ボランティア啓発を推進していきます。

## (9) ボランティア活動保険窓口業務

ボランティア保険加入の対応を行っていきます。ボランティアの内容に応じた保険プランを提案し、活動中のケガ・損害賠償を幅広く支え安心した活動を支援していきます。

ボランティア活動者でも保険を知らない方が多いので、ボランティアに広く周知をしていく。広報誌を中心とした情報提供やボランティアへの声掛けを積極的に行っていきます。

## ◆総合生活支援サービス

### (1) 成年後見制度 法人後見受任体制の整備

成年後見を法人で受任する事業を実施しています。現在、2名の方を受任しており、今後も増加すると見込んでいるため、人員体制を整備し、毎年、新規受任数を2件程度ずつ増加させていきます。権利擁護事業と連携して、権利擁護センター（仮称）の立ち上げを検討していきます。また、将来的には市民後見人の養成も必要であると考えていることから、養成講座の実施に向けた準備を始めていきます。

## (2) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理や日常生活の支援を行う事業を実施しています。現在は23名と契約し、日々の生活支援を行っています。

困難ケースを多く抱えていることから、専従職員の配置が必要となってきました。今後は法人後見事業と連携しながら、権利擁護センター（仮称）の設立が必要であると考えられます。また、生活支援員が不足しているため、2名程度確保を目指します。さらに人材確保の策として生活支援員養成講座の実施も検討していきます。

## (3) フードバンク事業の実施

生活に困窮する方に対し、緊急の食料支援を行う事業。現在、民間企業のカーブスより食材の提供を受け運営をしている。

29年度実験的にフードドライブの活動を実施して食品を市や社協職員、地域で収集を試みましたが、あまり多くの食材が集まらなかったため、30年度は実施する範囲を広げて募集を行っていきます。

また、企業の社会貢献活動と連携をして取り組みを広げていきたい。さらに、子ども食堂への食材の提供についても実施していきます。

## (4) 子ども食堂の実施のための調査・検討

様々な事情により、食事をとることができない子どもたちに地域住民が主体となって低料金又は無料で食事提供などを行う事業。

29年度、実施に向けての調査や検討を行ってきました。30年度は実際に取り組みを始める地区が出てきたため、実行に移す。岱志高校家庭科クラブの生徒と食生活改善推進員との協力を得ながら事業を実施していきます。

## (5) 福祉資金、生活福祉資金の貸付

### ○生活福祉資金

熊本県社会福祉協議会より受託して、事業を行っています。様々な貸付の資金があり、対象者も高齢者、生活困窮者、障がい者などと多岐にわたります。最近是不動産担保型生活資金に係る相談が増加していて、保護係との連携の必要となってきたため、緊密に連携をとり事業実施にあたります。

### ○生活資金

生活に困窮される方に生活費の貸付をする事業を実施しています。フードバンク事業と連携して、緊急的な支援を行っています。

## (6) 心配ごと相談事業

近隣の市町村の司法書士を相談員として派遣いただき、心配ごとの相談を実施している。相談者が少ないため、普及啓発活動に取り組み相談者の増加を図ります。年間36名の相談枠に対し、29年度は10名程度の利用であったため、30年度は枠に対し半数が埋まるよう啓発を徹底する。社協だよりに掲載をすれば問い合わせも増えることから、掲載の回数を増やすことと、民生委員や福祉委員等を活用して、チラシ等を配布し周知を図ります。

## (7) 高齢者、障がい者訪問美容サービス

自分で美容室に行くことができない高齢者、障がい者に対し自宅まで美容師を派遣しカットを行う事業。年間800名ほどが利用されているが、地域からの問い合わせは少ない状況となっている。地域包括ケアシステム構築のには必要な事業であると考えられるため、地域からの利用者の増加を目標にして、地域への普及啓発を図ります。

## (8) 行事用備品の貸出、印刷機の開放

地域活動を支援するため、活動に必要な備品の貸出と書類作成のための印刷機の開放を行っている。どちらの取り組みも多くの方から好評を得ており、地域のささえあい活動の発展に寄与できたと考えられます。これからも同じように取り組んでいきます。

## (9) 車いすの貸与

在宅生活者を対象に車いすを低料金で貸し出す事業を実施しています。ケアマネ等にも事業が浸透してきており、年間貸出件数も増加しています。これからも、インフォーマルサービスの一つとして取り組みの啓発を行い、地域包括ケアシステムの構築に寄与していきます。

## ◆在宅生活支援サービス

### (1) ヘルパーステーション

#### ○訪問介護事業

介護保険の認定を受けた方に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行っています。

職員数の減少により29年度よりも訪問出来る件数が少なくなると思われるので、効率の良い訪問を目指して移動経路の見直しや移動時間の短縮に努めたい。そして、月の利用時間数が630時間に達する様にしたい。

訪問介護に関しては新規の依頼も来ているが、現在は新規を受ける余力が無い。ホームヘルパーが確保出来れば訪問件数が伸びるので、とにかく人材の確保に努めます。

#### ○訪問入浴介護

#### ○移動入浴（地域生活支援事業）

介護認定を受けた方、若しくは荒尾市が認める障がい者の方を対象に、専用の組立て式簡易浴槽を完備した移動入浴車で利用者のお宅を訪問し、看護師1名、介護職員2名の3人体制で入浴サービスを提供します。

訪問入浴の件数は月80件を目標にして、利用者の獲得に努めます。

現在の利用者は荒尾市と長洲町だけだが、利用者拡大の為、近隣の市外（大牟田、南関）の居宅介護支援事業所や病院等への営業活動に力を入れていきます。

#### ○居宅介護、

障害のある方の地域での生活を支えるための基本的サービスで、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

相談支援事業所の営業を地道に続けてきた結果、利用者・利用時間数共に伸びてきているので、30年度も引き続き相談支援事業所に力を入れ、相談支援員とのコミュニケーションを取りつつ、新規の獲得に努めたい。目標利用時間数を月420時間に設定します。

あまり営業活動を行っていなかった、病院等への営業を増やして、新規利用者の掘り起こしに努めます。

#### ○重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を行います。

現在重度訪問介護の利用者は1名で、居宅介護の利用者よりも絶対数が少なくなかなか利用者が増えない状況にあるが、障害者相談支援事業所を続けて相談支援員との連携を深めることで、新規利用者の獲得に努めます。

また、現在利用されている方から引き続き利用いただけるよう、サービス内容の充実に努めます。

#### ○同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が

外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

同行援護に携われるホームヘルパーが増えたので、件数を増やせる状況にあるが、30年度は訪問介護及び居宅介護の件数を伸ばしていく方向を考えているので、利用者及び件数に関しては、最低でも29年度の実績を下回ることはないようにします。

新しく資格を取得したホームヘルパーに対してサービスの質の向上を図るために、研修やケースカンファレンスにおいて指導していき、サービスの平均化に努めます。

#### ○移送支援

障害者総合支援法に基づく生活支援事業サービスの一つで、移動が困難な人に対して、ガイドヘルパーが行う外出の支援サービスで、障害のある人が地域で自立した生活を送ることが出来る様にすることを目的とした事業。

移動支援事業については、同行援護事業と比してそこまで需要のある事業ではなく、現状でも利用者は1名である。利用者より要望が上がってきた場合は確実なサービスの提供に努めます。

#### ○横出しサービス（自費サービス）

介護保険以外のサービスで、自立の方や介護保険の認定を取得しながらも、入院等により、介護保険を使えなくなった方たちを対象に、ホームヘルパーが訪問して、食事、トイレ介助、清拭等、調理、買物、掃除、洗濯等のサービスを行います。

30年度以降は、ホームヘルパーの減少に伴い訪問出来る件数も少なくなる可能性が高いので、より介護が必要な訪問介護や居宅介護を優先して横出しサービスの件数を縮小していく方向となります。土日・祝日の料金改定を行う予定。

#### ○訪問型サービス A（総合事業）

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、利用者の意欲を高める様な適切な働きかけを行うと共に、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う事業。

ホームヘルパーの減少により訪問できる件数が限られてくる中、より介護が必要な訪問介護や居宅介護を優先する為、認定終了の利用者との契約を順次終了していく。但し、ホームヘルパーを新しく確保できて訪問できる体制が整えば、順次契約終了ということをして、荒尾市の日常生活支援事業の充実に寄与したいと考えます。

## ○居宅介護支援

要介護者等の相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスを適切に利用できる様、サービスの種類、内容等を計画すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設との調整を行い適正な居宅介護支援を提供します。

利用者が安心してその人らしく在宅生活が続けられる様、利用者本人や家族の意向等を出来る限り実現する事を第一に、介護支援専門員3人態勢で、月70件から75件の居宅サービス計画書を作成します。

事業に関して新しく取り組むことは特にはないが、高齢者を取り巻く環境の変化や様々なニーズに対応できるよう、医療・介護・福祉の連携強化に努めてきます。

## (2) 交流拠点あおば

### ○地域密着型通所介護事業

### ○通所型サービス A (総合事業)

通所介護は、介護を必要とされる方が施設と地域に支えられながら活性した生活が送れるよう、サービスの提供をしています。サービスAは要支援者の多様なニーズに、本人の能力を最大限に活かしつつ多様なサービスを提供すると共に生活支援の充実や介護予防の推進・支えあい体制づくりを行っています。

29年度末から利用者が減となったが、そこを利点とし施設外レクリエーションや機能訓練の充実に力を入れていきます。また、月利用延べ人数が120人になるよう居宅事業所や地域に出向き利用者の獲得を行っています。通所型サービスAは現在、対象者はいないが、通所介護の利用者が要支援になられても馴染みのある施設を離れず生活が送っていけるよう受け皿となっていきます。

交流拠点あおばで行っている他の事業と連携し、一緒に取り組める行事やイベントを多く取り入れていき交流を深め、この施設が地域の交流拠点となるよう力を入れていきます。

### ○認知症カフェ

厚生労働省が新オレンジプランを策定し、その一施策として認知症カフェの設置が挙げられ、荒尾市で2番目となるカフェを29年6月から開所しました。

毎週水曜にカフェの開催を行っているが、来所される方の人数も安定してきており現在毎回10名未満の方が参加されている(新規参加者が毎回見られるようになった)が、来年度は毎回10名を超える参加人数を目指します。

週ごとにプログラムを作成しているが、29年度の進行状況から30年度は交流型の学習会や製作(調理)活動に力を入れていきます。

### ○地域との交流事業

地域のサロンや老人会の方が、施設内でのイベントの企画をしたり、あおばで

取り組んでいるレクリエーションの道具や内容を地域でのイベントに活かせるようアドバイスやお手伝いを行っています。

要望があれば、地域へのレクリエーションに対応し地域の活性化に力を向けたり、施設での他の事業との交流行事に参加して頂くことで、互いに地域で育てあえる関係作りのかけ橋になります。

#### ○学童保育事業（一時保育含む）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない、主に荒尾第一小学校の児童を対象とし、平日の放課後や土曜日・長期休暇期間等に家庭に代わる生活の場を提供しています。

30年度は大幅な人数超過もなく、待機児童も出なかった為国が定める適正人数の受け入れとなった。長期休暇間の保育のみ申請される方が多く、その分通常保育にゆとりがある為、一人一人に合わせた支援の充実を図っていきます。

障がい児の受け入れに関してのハードルが下げられた為、特に施設外活動は全体保育との調和に考慮が必要であったため、施設外保育の充実に力を入れていきます。

### (3) ふれあい福祉センター

#### ○福祉給食事業

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯の方が、健康で自立した生活を送る事が出来るよう、栄養バランスのとれた食事（昼食及び夕食）を提供するとともに、安否確認を行います。

市との委託契約で年間食数が6万8千食から6万6千食に減少となりました。この減少分を独自事業（販売弁当等）において2000食以上の販売を目指します。

食材料の高騰により、コストとしては厳しい状況ではありますが、納入業者と仕入れ方法を見直すことで食材料や消耗品のコスト削減に努めていきます。

#### ○生活介護事業

生活介護事業は、様々な障がいをお持ちの方に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、創作的活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上の為に必要な援助を行っています。

障がいへの理解を深める研修や虐待防止に関わる自主研修を年に2回実施し、利用者に適切な支援を提供できるよう努めます。また、あおばとの定期的な交流日を設け、利用者間の交流を促進します。

30年度は人員不足、支援のマンネリ化を解消するため、身障利用者および知的利用者の職員と居室の一体的な運用に取り組み、相互交流に努めます。また、入浴介助用リフトを導入し、職員の介護負担軽減を図りながら、より多くの重度

障がい者の方が入浴サービスをご利用いただけるよう、昨年に引き続き重点的に実施してまいります。

#### ○地域活動支援センター

ふれあい地域活動支援センターは、障がいをお持ちの方が気軽に集うことのできる日中活動の場を提供しています。主に入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、レクリエーション等のサービスを実施しています。

生活介護事業と連携し、今までになかった障害の枠を超えた交流を行います。具体的には、レクリエーションや制作活動を共同で行い、一体感を持った日中活動の提供を目指します。

30年度は設置したWi-Fiを活用したインターネット講座、スマートフォン、パソコンの相談室や利用者全員による制作活動に取り組んでいきます。

#### ○障がい児通所支援

障害児通所支援では、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、また、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、利用者に対して直接的な支援を行うとともに、保護者をはじめとする関係者（関係機関）との連携により、生活環境の調整等の間接的な支援を行っています。

利用者一人一人に必要な支援をより効果的な手法で行うことができるよう、職員のアセスメント力を向上させ、発達段階や特性の把握や真のニーズの読み取りができるよう努めます。そのために、アセスメントに使用する様式を改善し、内容の読み取り方について実際のケースを用いた研修を月に1回実施します。

厚生労働省の定めた児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドラインで規定された様式を用いて、自己評価と保護者による評価を行います。自己評価と保護者評価の結果により、サービス内容の改善策を講じサービスの質の向上に努めます。結果と改善策についてはすべて熊本県に届出をし、インターネット上で公表されます。

#### ○相談支援事業

相談支援事業所あゆみでは、地域で生活されている障がい者（児）が自立した日常生活、安心した社会生活を営むことが出来るよう相談に応じ、福祉サービスの利用等必要な支援を行います。

利用者の思いや希望をもとに、利用者及び家族が選択した生活の場において安心安全に暮らしていけるよう、サービスの利用をどのように進めるか一緒に考え、利用計画を作成します。相談支援利用登録者数を30年3月の86件から90件に増やしていきます。

制度改正により基本報酬が減額し、加算項目が増えていますので、加算を取得できるよう取り組んでいきます。また、利用者の状況を把握し、関係機関との連携を深め、ニーズに沿ったサービスを検討します。

## ◆法人運営

### ○香典返し寄付及び一般寄付、社協会費

寄付額の減少が続いており、社協が事業を実施するための貴重な財源であることから様々な工夫を導入して、寄付額の減少に歯止めをかける方策を検討する。社協会費についてもささえあい活動とセットにした、募集の方法を検討していきます。

### ○共同募金

29年度より運営委員会と審査委員会を設置して、共同募金の配分金の有効な活用方法の検討と審査を行います。今後3年をめぐり、配分金の公募枠などを設ける新しい配分の制度に順じ移行をしていきます。

### ○福祉センター等の指定管理

30年度が指定管理の最終年度となることから、次の期間も指定管理業者として受託することができるよう、適正な事業運営を実施します。

## ◆市民病院内売店の経営

新しい市民病院の建設に伴い事業の継続実施が懸念されている。30年度は事業展開の判断を迫られる年となりますので、情報を収集して最終的にどのような形態で事業実施していくのかを検討します。

## ◆潮湯の運営

施設の老朽化が著しく、事業継続ができるか懸念しています。荒尾市と協議をしながらの運営していきます。